

V 明治大学学生健康保険互助組合規約細則

第1条 明治大学学生健康保険互助組合規約附則第2項により、この施行細則を定める。

第2条 (事業)

本組合規約第2条に定める目的を遂行するため次の事業を行う。

1. 組合員の医療に関する事業
2. 組合員の疾病予防に関する事業
3. 健康の保持と増進をはかる事業
4. 組合員の相互救済意識の昂揚をはかるための事業
5. その他本組合が必要とする事業

第3条 (組合員証)

組合員証は入学時に大学が発行する学生証をもってこれにかえる。組合員証番号は学生番号による。

第4条 (資格の得失)

本組合規約第7条第4号に規定するその他学生としての資格を失ったときは、学費未納により除籍になった場合をいう。

第5条 (理事の変更)

本組合の理事に変更があった場合、理事会に報告しなければならない。

第6条 (学生保険委員会の業務)

学生保険委員会(以下「委員会」という。)は次の業務を行う。

1. 組合および保険思想の宣伝普及活動
2. 組合員に対する各種報告
3. その他組合活動全般にわたる企画および運営
4. 学生健保全国化、法制化に関する調査および推進

第7条 委員会の委員長、副委員長の選出は各委員の互選による。その任期は半年とし、再任および欠員補充の場合は、組合規約第15条に準ずる。

第8条 (常任委員)

常任委員は、委員会委員長が選出されてから、1ヶ月以内に委員会委員のうちより委員長が委員会の承認のうえ指名する。その任期は半年とし、再任および欠員補充の場合は、組合規約第15条に準ずる。

常任委員の数は10名以内とする。

第9条 (特別委員)

特別委員は、委員長が必要と認めた場合、もしくは委員会の3分の1の要請があった場合、委員会の承認を経て、委員長が組合員の内より任命する。

その任期は1年以内とし、委員会の決定に従うものとする。

第10条 (保険委員の補充)

保険委員に欠員が生じた場合、委員長は学生支援部学生支援事務室に委員の補充を要請しなければならない。

第11条 (保険委員の改選)

1. 保険委員の改選は6月中に行うものとする。
2. 委員長は保険委員改選を終了したときより1週間以内に組合に報告するものとする。
3. 保険委員の選出、並びに改選についての手続きは別に定める。

第12条 (組合員大会の公示)

組合員大会の開催を理事会が必要と認めたととき、または組合員20分の1以上による開催の要求があった場合、理事長はその旨を公示する。

第13条 (監事の任期)

本組合の監事の任期は1年とし、その改選は6月とする。ただし、1年を限度として、再任することができる。

第14条 (監事の理事会出席)

本組合の監事は理事会に出席して、意見を述べることができる。

第15条 削除

第16条 (組合費の一部返還)

1. 組合同約第30条第2項に定められる組合費はその会計年度に請求しなければならない。
2. 組合費返還の手続きについては別に定める。

第17条 (報告書の作成)

理事長は決算報告書を5月中に作成して、理事会に報告し、その承認を経なければならない。監事は監事報告書を作成し、理事会に報告しなければならない。

第18条 (協定医療機関)

理事会は組合員の疾病予防に関する措置および診療に必要な医療機関を開拓し、診療契約を締結する。

第19条 (協定医療機関の利用)

組合員が協定医療機関を利用する場合は組合員証とともに他の併用する医療保険証を提示しなければならない。

第20条 (本学診療所の利用)

組合員が本学診療所を利用する場合は組合員証を提示しなければならない。その給付率は、医療費総額の70%を組合、30%を大学とする。ただし、診療所医師の指示により、本組合協定の医療機関を外来で利用した場合には、規約第34条第2項

を適用する。

第21条 (医療機関に入院した場合の給付)

医療機関に入院した場合、規約第33条ただし書の定めるところにより、特別入院給付を行う。ただし、退院後6ヶ月以内に本人が申請するものとし、その給付額は保険診療にかかる自己負担額とする。ただし、組合員一人に給付する月額上限は50,000円とし、100円未満は切り捨てる。

第22条 本施行細則の改正は理事会の議を経なければならない。

附 則

1. 本施行細則は昭和40年4月1日より施行する。
2. 本施行細則は昭和41年4月1日改正。
3. 本施行細則は昭和42年4月1日改正。
4. 本施行細則は昭和46年4月1日改正。
5. 本施行細則は昭和51年4月1日改正。
6. 本施行細則は昭和56年4月1日改正。
7. 本施行細則は昭和59年4月1日改正。
8. 本施行細則は昭和62年4月1日改正。
9. 本施行細則は1994年（平成6年）4月1日改正。
10. 本施行細則は2000年（平成12年）4月1日改正。
11. 本施行細則は2002年（平成14年）4月1日改正。
12. この改正は2006年（平成18年）4月1日から施行する。
13. この改正は2011年（平成23年）4月1日から施行する。
14. この改正は2014年（平成26年）7月15日から施行する。
15. この改正は2017年（平成29年）4月1日から施行する。